

[諮問]

議案 2 「令和 3 年度国民健康保険税の課税限度額について」

	頁
事項 1 . 基礎課税額 (医療分) に係る課税限度額について . . . . .	1
事項 2 . 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について . . .	2
事項 3 . 介護納付金課税額に係る課税限度額について . . . . .	3



事項1 基礎課税額（医療分）に係る課税限度額について

諮問事項	鹿児島市国民健康保険税条例（昭和42年条例第82号） （現行：抜すい）	関係法令（抜すい）
<p><b>1. 課税限度額 【据置】</b></p> <p><b><u>63万円</u></b></p> <p>令和3年度の課税限度額については、地方税法施行令の改正がない見込みであることから、令和2年度と同額に据え置きとしたい。</p>	<p>（課税額）</p> <p>第3条</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合においては、基礎課税額は、63万円とする。</p>	<p>「地方税法（昭和25年法律第226号）」 （国民健康保険税）</p> <p>第703条の4</p> <p>11 第5項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。</p> <p>「地方税法施行令（昭和25年政令第245号）」 第56条の88の2 法第703条の4第11項に規定する政令で定める金額は、63万円とする。</p>

事項2 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について

諮問事項	鹿児島市国民健康保険税条例（昭和42年条例第82号） （現行：抜すい）	関係法令（抜すい）
<p><b>1. 課税限度額 【据置】</b></p> <p><b><u>19万円</u></b></p> <p>令和3年度の課税限度額については、地方税法施行令の改正がない見込みであることから、令和2年度と同額に据え置きとしたい。</p>	<p>（課税額）</p> <p>第3条</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p>	<p>「地方税法」 （国民健康保険税）</p> <p>第703条の4</p> <p>19 第14項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。</p> <p>「地方税法施行令」</p> <p>第56条の88の2</p> <p>2 法第703条の4第19項に規定する政令で定める金額は、19万円とする。</p>

事項3 介護納付金課税額に係る課税限度額について

諮問事項	鹿児島市国民健康保険税条例（昭和42年条例第82号） （現行：抜すい）	関係法令（抜すい）
<p><b>1. 課税限度額 【据置】</b></p> <p><b><u>17万円</u></b></p> <p>令和3年度の課税限度額については、地方税法施行令の改正がない見込みであることから、令和2年度と同額に据え置きとしたい。</p>	<p>（課税額）</p> <p>第3条</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。</p>	<p>「地方税法」 （国民健康保険税） 第703条の4 27 第22項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。</p> <p>「地方税法施行令」 第56条の88の2 3 法第703条の4第27項に規定する政令で定める金額は、17万円とする。</p>